

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成26年5月16日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
 秋田県監査委員 中 田 潤
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
 財 ――― 17
 平成26年4月15日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
 秋田県監査委員 中 田 潤
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月25日付け監委一758で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	一般財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課								
監査年月日	平成26年1月31日										
(指摘事項) 秋田県立野球場内外野管理業務に係る肥料、薬剤等の年間単価契約において、見積り徴収の際に予定価格を定めていないので、今後は適切に処理すること。											
(所管課措置事項) 財務規程等を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、複数職員によるチェック機能の強化を行うよう要請しました。											
監査箇所名	公立大学法人秋田県立大学	所管課名	学術振興課								
監査年月日	平成26年1月30日										
(指摘事項) 授業料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 未収金額（監査日現在）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>167,900</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	金 額 (円)	授業料	167,900				
項 目	金 額 (円)										
授業料	167,900										
(所管課措置事項) 新たな未収金が発生しないよう、また、発生した際には、分納等による納付を勧奨するなど、きめ細かな納付相談、納付指導を実施し、未収金の回収に努めるよう法人に指導しました。 未収金の回収状況 (単位：円)											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>未収金額</th> <th>回収金額</th> <th>平成26年3月12日現在の残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>167,900</td> <td>167,900</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	未収金額	回収金額	平成26年3月12日現在の残高	授業料	167,900	167,900	0
項 目	未収金額	回収金額	平成26年3月12日現在の残高								
授業料	167,900	167,900	0								

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立療育機構	所管課名	障害福祉課
-------	------------------	------	-------

監査年月日	平成26年1月31日
-------	------------

(指摘事項)

- 1 日用品費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。
未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
日用品費	382,100
利用者負担金	42,106
入院	16,120
外来	850
その他	32,034
計	473,210

- 2 清掃業務委託（産業廃棄物）において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約をしているため、今後は適切に処理すること。
3 医薬品購入において、納品後に契約書を起票しているものがあるため、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収状況 （単位：円）

項目	未収金額	回収金額	平成26年3月31日現在の残高
日用品費	382,100	23,000	359,100
利用者負担金	42,106	2,707	39,399
入院	16,120	0	16,120
外来	850	0	850
その他	32,034	690	31,344
計	473,210	26,397	446,813

未収金の発生防止や適正な債権管理に組織的に取り組むこと、また、滞納者に対し、電話や訪問による督促を行うほか、分納等による支払を勧奨する等、引き続き未収金の回収に努めること、さらに、滞納者の状況に即し、支払督促等の法的手続きを執ること等を指導しております。

- 2 契約事務取扱規程に基づき、適切な手続きによる契約事務を行うこと、また、チェック体制の強化を図るよう指導しております。
3 契約事務取扱規程に基づき、適切な手続きによる契約事務を行うこと、また、チェック体制の強化を図るよう指導しております。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
-------	------------------	------	-------

監査年月日	平成26年2月3日
-------	-----------

(指摘事項)

入院等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額の残額があることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
入院	20,698,260
医業外	758,962
外来	561,950
その他医業	182,473
計	22,201,645

(所管課措置事項)

未収金の回収状況

(単位：円)

項目	金額	回収額	平成26年3月31日現在残高
入院	20,698,260	527,150	20,171,110
医業外	758,962	0	758,962
外来	561,950	36,750	525,200
その他医業	182,473	17,620	164,853
計	22,201,645	581,520	21,620,125

未収金対策として、電話、文書、面談等、様々な方法による督促は元より、分割納付や連帯保証人への請求などの未払者の状況に応じた回収や、内容証明郵便による催告を行った上での支払督促を引き続き定期的に行うなど、一層の回収強化を図るよう指示し、秋田県立病院機構（以下病院機構）においても当該措置に努めています。

また、未収金の未然防止として、これまでも病院機構で行っている患者の利便性を図ったクレジットカードによる支払いや、入院時における限度額適用認定証の申請手続きに関する説明の実施について、引き続き努めるよう指示するほか、休日等の救急患者からの預かり金徴収の検討など、より一層の防止に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	公益社団法人秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成26年1月30日		

(指摘事項)

新規参入円滑化等対策事業に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、家畜導入事業等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額の残額があることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
家畜導入事業	105,238,932
売買・賃貸借事業	37,743,336
就農支援資金貸付金	2,735,000
農作業受委託事業	1,447,000
新規参入円滑化等対策事業	1,200,200
比内地鶏素雛供給事業	569,700
計	148,934,168

(所管課措置事項)

未収金の回収については、公社の財政基盤の健全化を図る上で極めて重要な課題であることから引き続き債務者との個別協議や支払能力にあった納入を促進するとともに、弁護士等の専門家の力を借りながら法的措置による回収を行うよう指導しております。

この結果、平成26年3月末現在の未収金額は、148,315,168円となっており、前年度残高から4,757,226円減少しております。

今後とも、未収金回収に努めるほか、未収農家の実態等を再確認のうえ、償却措置を含めた未収金の解消に努めるよう指導してまいります。

未収金額

(単位：円)

項目	平成24年度末の金額	監査日現在の金額	平成26年3月31日現在の金額	回収状況
家畜導入事業	106,194,098	105,238,932	105,143,932	95,000
売買・賃貸借事業	41,110,396	37,743,336	37,549,336	194,000
就農支援資金貸付金	2,105,000	2,735,000	2,425,000	310,000
農作業受委託事業	1,477,000	1,447,000	1,427,000	20,000

新規参入円滑化等対策事業	1,221,000	1,200,200	1,200,200	0
比内地鶏素雛供給事業	869,700	569,700	569,700	0
自衛防疫強化対策事業	95,200	0	0	0
計	153,072,394	148,934,168	148,315,168	619,000

監査箇所名	公益財団法人あきた企業活性化センター	所管課名	地域産業振興課
監査年月日	平成26年2月4日		

(指摘事項)

機械類貸与事業等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額の残額があることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
機械類貸与事業	202,553,290
設備資金貸付事業	75,213,758
設備貸与事業	41,069,415
ビジネスインキュベーション 総合支援事業	21,000
計	318,857,463

(所管課措置事項)

ご指摘のありました未収金の回収については、（公財）あきた企業活性化センターに債権管理の実務に精通した非常勤職員及びプロパー職員を配置しており、これら職員が未収金回収状況を踏まえて、毎月初めに作成した訪問計画に従い、定期的な企業訪問による経営状況確認と債務者等の資産状況の確認に努めるよう指導しているほか、支払い延期を求める企業等についても、職員が経営状況を把握した上で、立案に協力した返済計画に従って償還を進めるよう指導しております。

この結果、未収企業28社より定期的な入金があり、うち2社については平成25年度に償還が終了しました。また、償還が滞っている企業10社を訪問し、交渉した結果、新たに6社が償還を再開しました。

以上の回収活動等により、平成26年3月末現在の未収金は308,297,051円となり、前年度残高から51,412,266円減少しております。

今後とも未収金の債権管理を強化するとともに、未収企業が倒産・破産した場合についても債務者及び連帯保証人との折衝を進め、必要に応じて法的な手続きによる回収を進めるほか、新規未収金の発生防止のためにも、発注情報等を企業に提供し、その業績向上を図るなど、それぞれの状況に即した対策を講ずるよう指導してまいります。

未収金額（平成26年3月末現在）

(単位：円)

項目	24年度末	監査日現在 a	26年3月末現在 b	回収状況 a - b
機械類貸与事業	227,019,617	202,553,290	198,247,553	4,305,737
設備資金貸付事業	82,701,758	75,213,758	69,395,083	5,818,675
設備貸与事業	49,959,942	41,069,415	40,654,415	415,000
ビジネスインキュベーション 総合支援事業	28,000	21,000	0	21,000
計	359,709,317	318,857,463	308,297,051	10,560,412

監査箇所名	株式会社ルーラル大潟	所管課名	観光戦略課
監査年月日	平成26年2月3日		

(指摘事項)

秋田県営大潟スポーツ宿泊センターにおいて、県の指定管理業務に係る部分とそれ以外の部分の経理を明確に区分するように基本協定書で規定しているが、支出では区分していないので、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

基本協定書に基づき、適正に事務処理をするよう指導してまいります。

なお、具体的な区分方法について当面は、以下のとおり処理することとしましたが、今後、実態とそぐわないことが判明した場合には、再度区分方法を見直してまいります。

・秋田県、大潟村各々の指定管理業務の支出について、明確な基準に基づき区分を実施するため、建物の所有権や使用用途に基づき、直接的な経費の区分を行います。

・明確に区分することができない共通経費については、建物床面積や売上等における県と村との割合で按分をし、支出の区分を行います。